○上尾伊奈資源循環組合再就職者による依頼等の届出に関する規則

令和６年３月２７日公平委員会規則第６号

上尾伊奈資源循環組合再就職者による依頼等の届出に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第３８条の２第７項の規定により、同項に規定する再就職者からの要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた職員による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第２条　法第３８条の２第７項の規定による届出は、依頼等を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）を上尾伊奈資源循環組合公平委員会に提出して行うものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第２条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年　　月　　日

（宛先）

上尾伊奈資源循環組合公平委員会委員長

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３８条の２第７項の規定により、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

１　届出者

（ふりがな） 氏　名	生年月日（年齢） 年　　月　　日　生（　　歳）
所属	職名

２　要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな） 氏　名	要求又は依頼が行われた日時 年　　月　　日　　時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職名

３　要求又は依頼の内容